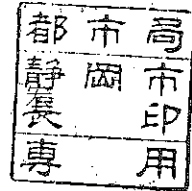


静岡市告示第 538 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を定めたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により告示する。

平成 25 年 8 月 20 日

静岡市長 田 辺 信



1 中間検査を行う区域

静岡市の全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げるもの。

(1) 階数が 3 以上で、かつ、床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの。

(2) 住宅

一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が 60 平方メートル以下の増築又は改築を除く。

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めに施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事

		構造耐力上主要な軸組の工事)			
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く。)	2階の床(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

(注) 1 主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

2 主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

#### 4 中間検査を行わない建築物

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(同法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書に限る。)の交付を受ける建築物

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用するものとし、同日前に申請書が提出された建築物については、なお従前の例による。

(旧告示の廃止)

- 3 建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（平成20年静岡市告示第440号）は、廃止する。